　コロケーション・スペース利用に関する契約書

東日本電信電話株式会社（以下「甲」という。）及び●●（以下「乙」という。）は、甲の電気通信事業法第３３条第２項及び第７項に基づく第１種指定電気通信設備との接続に関する契約約款（平成１１年東相制第９９－２号）（以下「公表約款」という。）に基づき、甲乙間の相互接続に必要となる乙の電気通信設備の設置（以下、「対象設備」という。）に伴う通信用建物等（通信用建物及びその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道を含む。以下同じとする。）の利用に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。なお、通信用建物等の利用に関しては、借地借家法（以下「法」という。）第３８条に規定する定期建物賃貸借契約に基づく事項、その他付随する事項を適用するものとする。

（目的）

第１条　本契約は、公表約款に基づき、通信用建物等に設置した対象設備の設置条件（公表約款料金表第３表（預かり保守等契約等に基づく負担額）に規定する費用（同表第１（通信用建物に係る負担額）１（算出式）（１）アに規定する保管料に限る。）に係るものを含む。）及び事務処理を規定する。なお、本契約中、公表約款を適用する場合、公表約款中「当社」とあるのは「甲」に「接続申込者」ないし「協定事業者」とあるのは「乙」に読み替えるものとする。

２　本契約については、法第２６条（建物賃貸借契約の更新等）、第２８条（建物賃貸借契約の更新拒絶等の要件）及び第２９条（建物賃貸借の期間）第１項の適用はないものとする。

（契約期間）

1. 本契約の有効期間は２０●●年●月●日より、２０●●年３月３１日までとする。

２　本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新は行わない。ただし、甲及び乙は、協議の上、本契約の期間満了日翌日を始期とする新たな賃貸借契約を締結する（以下、「再契約」という。）ことができるものとする。

３　甲は乙に対し、法第３８条第３項に基づき、対象設備の設置に伴う通信用建物等の利用が、定期建物賃貸契約に基づくことを別紙１（定期建物賃貸契約についての説明書）により説明を行うものとする。なお、説明が行われたことについて甲と乙は書面（別紙１）で確認する。

４　甲は、第１項に規定する期間の満了の１年前から６ヶ月前までの間（以下「通知期間」という。）に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を別紙２（定期建物賃貸契約終了についての通知書）により通知するものとする。

５　甲は、前項に規定する通知をしなければ、賃貸借の終了を乙に主張することができず、乙は、第１項に規定する期間の満了後においても、本物件を引続き賃借することができる。ただし、甲が通知期間の経過後乙に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から６ヶ月を経過した日に賃貸借は終了する。

（通信用建物等の利用条件）

第３条　乙は、公表約款第１０条の３（相互接続点の調査及び設置申込み）の規定により、甲が相互接続点調査回答において設置可能とした通信用建物等に対象設備を設置するために通信用建物等を利用することができるものとする。

２　乙は、通信用建物等に対象設備の設置又は保守等を行う場合は、公表約款第９５条（接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約）の手続により行うものとする。

３　乙は、通信用建物等に、発火、爆発、振動、臭気、騒音等、悪影響を及ぼすおそれのある物等を配備し、又は持ち込んではならないものとする。

４　　乙は本契約の履行にあたっては、甲が別途定める自前工事・保守マニュアル（他事業者様用）に基づき通信用建物等を利用することとする。

（管理責任者）

第４条　甲及び乙は通信用建物等の利用にあたり管理責任者一覧により甲の支店単位に管理責任者を定め、書面をもって相互に通知することとし、管理責任者を変更したときも同様とする。なお、通知に関する事務処理は電子媒体による実施も可能とする。

２　管理責任者は、本契約の他の条項に定めるもの及び本契約に基づく甲又は乙それぞれの権限とされる事項のうち甲又は乙が必要と認めて管理責任者に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する者とする。

(1)　本契約の履行についての甲乙相互間に対する通知、承諾、協議

(2)　対象設備の設備数量の増減等に関する通知、承諾、協議

(3)　対象設備に係るスペース費用に関する通知、承諾、協議

(4)　対象設備に係るスペース費用の請求等に関する事項

３　甲及び乙は、２名以上の管理責任者に前項の権限を分担させたときは、それぞれの管理責任者の有する権限の内容を、管理責任者に本契約に基づく甲乙それぞれの権限の一部を委任したときは、当該委任した権限の内容を、それぞれ書面をもって相手方に通知するものとする。

（対象設備の移設又は撤去に係る費用負担）

第５条　本契約に記載の対象設備の移設又は撤去に係る費用負担は、次の各号によるものとする。

（１）　乙の設置場所の変更又は設置の取り止めの申し出に基づき移設又は撤去する場合は、これに要する費用及び甲の電気通信設備等を原状復旧するための費用は乙の負担とする。

（２）　天災、その他の不可抗力等による甲の責に帰すべからざる事由又は火災（甲の故意又は重過失による場合を除く。）により、移設又は、撤去する場合、これに要する費用は乙の負担とする。

（３）　対象設備の設置場所の変更又は利用に係る甲からの申出に基づき、対象設備を移設又は撤去する場合であって、その申し出が甲の電気通信役務を円滑に提供するための設備更改等の事由によるときは、これに要する費用は乙の負担とする。この場合において、甲は設備更改等に先立ってその旨を乙に通知するものとする。

（４）　甲の電気通信設備を移設若しくは更改する場合は、公表約款第３６条（当社が行う電気通信設備又はソフトウェアの更改）によるものとする。

（通信用設備等の利用について）

第６条　乙は、本契約第３条（通信用建物等の利用条件）により対象設備を設置、運用するために甲の電力設備、空調設備、建物付帯設備等（以下「通信用設備等」という）を必要な限度で、利用出来るものとする。

なお、利用にあたっては、「コロケーションに必要となる通信用設備の利用に関する契約書」を別に締結するものとする。

（乙の対象設備に関する保守について）

第７条　通信用建物等に設置した乙の対象設備の保守作業を甲に委託する場合は「コロケーションに必要となる装置等の保守に関する契約書」を別に締結するものとする。ただし、乙自らが保守を行う場合は「電気通信設備の自前工事及び自前保守に関する契約書」によるものとする。

（通信用建物等の利用開始日及び終了日）

第８条　通信用建物等の利用開始日は、公表約款第１０条の３（相互接続点の調査及び設置申込み）の規定により相互接続点を設置可能と回答した通信用建物等に対象設備を設置するための工事（以下、自前工事という。）を実施するために、次の各号に示す行為を行った日のいずれか早い日を通信用建物等の利用を開始した日とし、自前工事実施計画書に明記することとする。

(1)　通信用建物等に乙が指定した者が対象設備を設置するための工事を施工するための準備を目的として立ち入る日。

(2)　通信用建物等に乙が指定した者が対象設備の設置等に係る施工を目的として立ち入る日。

(3)　通信用建物等に乙が指定した者が対象設備の設置に必要な機器を搬入する日。

２　公表約款第１０条の３（相互接続点の調査及び設置申込み）の規定により、甲が相互接続点を設置可能と回答した通信用建物等に乙の対象設備を設置するための工事を甲が建設請負契約により実施する場合の利用開始日は、前項各号に定める日のいずれか早い日とし、「乙が指定した者」を「甲が指定した者」に読み替えて適用するものとし、甲から乙に通知するものとする。

３　通信用建物等の利用終了日は、建設請負契約により対象設備を撤去した場合は、甲から乙へ対象設備の引渡しが完了した日とする。また、自前工事の場合は、施工結果確認通知書の施工結果確認日とするものとする。

４　前３項の規定に係らず、公表約款第１０条の２（事前照会）に規定する、乙からの申込みに基づく手続きにより、対象設備と利用用途が同一であると認める旨の回答を甲が行った設備（以下、「代替設備」という。）を現用設備と取替える工事（以下、「更改工事」という。）を実施する場合は、現用設備の撤去工事に係る施行結果を甲が確認した日以降も、乙は通信用建物等の利用を終了せず、代替設備の設置に必要な通信用建物等として継続して利用（以下、「継続利用」という。）できるものとする。

（費用及び対象設備の通知等）

第９条　甲は予め乙に対し、通信用建物等に設置する乙の対象設備の数量及びその費用等の増減について対象設備一覧表により通知するものとし、乙はその内容の確認を行うものとする。なお、通知は、乙の申込みに基づき乙の対象設備に変更が生じた都度、速やかに甲から通知するものとし、通知に関する事務処理は電子媒体による実施も可能とする。

２　乙は前項の対象設備一覧表を受領後、対象設備の数量及びその費用等について異議がある場合は５営業日以内に甲へ回答するものとする。なお、回答に関する事務処理は電子媒体による実施も可能とする。

（費用の算定）

第１０条　通信用建物等に係る費用の算定は、公表約款料金表第３表（預かり保守等契約等に基づく負担額）第１通信用建物に係る負担額（１）設備保管料のうちア保管料により甲が算定するものとする。

２　対象となる具体的な通信用建物等に係る保管料は対象設備一覧表のとおり定めるものとする。

（端数処理）

第１１条　端数処理については公表約款第８２条（端数処理）によることとする。

（費用の負担）

第１２条　乙は第１０条により算定した保管料に第９条で確定した乙の対象設備の数量に係るスペース相当を乗じた費用を負担することとする。

２　乙の対象設備を設置するために乙が負担するスペース相当は別紙３（キャビネット毎の占有面積）のとおり定めるものとする。なお、別紙３に定めのないキャビネットが新たに追加設置される場合は、甲乙協議の上、当該キャビネット設置に係る占有面積を定めることとする。

３　スペース相当の保管料の算定において１ヶ月に満たない期間が生じた場合は、その利用日数に応じて日割することとする。なお、月額料金の日割は暦日数により行う。

（費用の起算日及び終了日）

第１３条　乙が対象設備を設置又は撤去した場合のスペース相当の保管料については、公表約款第１０条の３（相互接続点の調査及び設置申込み）の規定により相互接続点を設置可能と回答した日を費用の起算日とし、本契約第８条（通信用建物等の利用開始日及び終了日）に規定する通信用建物等の利用終了日を費用の終了日とする。なおこの間において、当社の電力設備の準備を整える作業に要する期間は乙が費用負担を要する期間から除外するものとする（ただし、当社の電力設備の準備が整う前に、自前工事に着手する場合はこの限りではないものとし、また、乙の責めに帰すべき事由により経過した期間を除くものとする）。

（請求書発行と支払方法）

第１４条　乙は、本契約第９条（費用及び対象設備の通知等）で通知した費用負担額に対し異議がある場合は、通知後５営業日以内に甲へ通知することとし、甲乙協議することとする。ただし、その協議開始から１ヶ月を超える場合であって、甲に責がない場合は、乙は甲が本契約第１０条（費用の算定）により算定した費用を甲の請求書に基づき支払うことを要するものとする。

２　甲は前項の通知がない場合は乙に請求書を発行することとする。

３　原則として毎月分を翌月１０日までに、乙に対し第１項により通知した月額相当分に消費税等相当額を加算のうえ請求を行い、乙はその月の末日（末日が休日となる場合は、翌営業日とする。）までに甲に支払うものとする。

４　請求後に甲乙協議により過不足が認められたときは、甲及び乙はその部分について精算を行うものとする。

（延滞利息）

第１５条　延滞利息については、公表約款第７９条（延滞利息）によるものとする。

（責任の範囲）

第１６条　甲の責めに帰すべき事由により本契約に記載の対象設備に損傷が発生したと認められる場合は、甲は当該装置等の原状復旧に要する費用を負担するものとする。ただし、その費用のうち、対象設備を新たなものと交換する場合の物品費又は対象設備を修理する場合の修理費（修理において物品費が生じる場合にはその費用を含む。以下同じとする。）については残存価格（対象設備の取得価格から減価償却済み費用を控除した金額をいう。以下同じとする。）の範囲に限る。

２　天災（第三者による電気通信設備への妨害及び破壊行為等を含む）、火災(甲の故意又は重大な過失による場合を除く)、その他甲の責に帰すべからざる事由による場合については、乙は当該装置等の修復に要する費用を負担するものとする。

３　前項の場合において、甲の故意又は重大な過失による場合を除き、乙の被った損害について、甲はその責を負わないものとし、乙の利用者からの苦情又は損害賠償等の請求があるときは、当該利用者に対しては、乙の責任において対処するものとする。

（明渡し）

第１７条　乙は、甲と再契約をする場合を除き、本契約が終了する日（甲が本契約第２条（契約期間）第４項に規定する通知をしなかった場合においては、同条第５項ただし書きに規定する通知をした日から６ヶ月を経過した日）までに（本契約第２４条（契約の解除）の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに）、対象設備に係るスペースを明け渡さなければならない。この場合において、相当の期間を経過しても乙が対象設備を撤去しないときは、甲は、当該装置等を撤去及び処分することができるものとし、その撤去及び処分に要した費用（甲が対象設備を乙の利用する前の原状に復旧する費用を含む）を乙に請求できるものとする。

２　乙は、前項の明渡しをするときには、明渡し日を明渡し前に甲に通知しなければならない。なお、通知に関する事務処理は電子媒体による実施も可能とする。

（反社会的勢力の排除）

第１８条　甲および乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

（1）自らまたは自らの役員（取締役、執行役または監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防　止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号）、暴力団員でなくなった時から５年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団員等」という。）であること

（2）自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること

（3）自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること

（4）自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること

（5）本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、または暴力団の運営に資するものであること

（6）暴力団員等に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものであること

２　甲および乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができる。

（1）第１項に違反したとき

（2）自らまたは第三者をして次に掲げる行為をしたとき

①相手方に対する暴力的な要求行為

②相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

③相手方に対する脅迫的言辞または暴力的行為

④風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

(3)乙が、通信用建物等の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行うこと。

①通信用建物等を暴力団員等の事務所その他の活動の拠点に供すること。

②通信用建物等又は通信用建物等の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。

③通信用建物等に暴力団員等を居住させ、又は反復継続して暴力団員等を出入りさせること。

３　乙は、本契約を履行するための主要な原材料等を購入する契約等（以下「原材料購入契約等」）の相手方またはその役員が暴力団員等であることが判明したとき、原材料購入契約等の履行が暴力団員等の活動を助長し、もしくは暴力団の運営に資することが判明したとき、または原材料購入契約等の相手方が自らまたは第三者をして第２項第２号に掲げる行為をしたときは、速やかに原材料購入契約等の解除その他の必要な措置を取らなければならない。

４　甲は、乙が前項に違反したときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができる。

５　甲および乙は、第２項又は前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとする。

（損害賠償）

第１９条　乙又は乙が委託した者がした行為により、通信用建物等又は通信用建物等に設置されている甲又は第三者の設備に損害を与えたときは、乙は、原状復旧に要する費用、並びに甲又は当該第三者の損害について責を負うものとする。ただし、その費用のうち、対象設備を新たなものと交換する場合の物品費又は対象設備を修理する場合の修理費（修理において物品費が生じる場合にはその費用を含む。以下同じとする。）については残存価格（対象設備の取得価格から減価償却済み費用を控除した金額をいう。以下同じとする。）の範囲に限る。

２　本契約第２４条（契約の解除）第１項に規定する解除がなされたとき、本契約解除の原因となった当事者は、それにより相手方に与えた損害額を賠償しなければならない。

３　本契約第２４条（契約の解除）第２項に規定する解除がなされたとき、乙は解除のときまでに甲が要した費用及び甲の原状復旧費用を甲に支払うものとする。

４　その他、乙又は乙が委託した者が、故意又は過失により、甲又は、第三者に損害を与えた場合は、乙はその損害について賠償する責を負うものとする。

（接続停止と協定解除）

第２０条　甲は、乙が公表約款、甲の非指定電気通信設備との接続に関する契約約款（以下「任意約款」という。）若しくは甲と乙の間で締結された相互接続協定書（以下、「協定」という。）に定める接続に係る料金その他の債務のいずれかについて支払義務を履行しない場合又は公表約款、任意約款若しくは協定の規定のいずれかに違反した場合は、公表約款第６０条（接続の停止）及び第４５条（当社が行う協定の解除）等（任意約款において準用する場合を含む。）に基づき乙との接続の全てを停止及び協定を解除することができるものとする。

２　前項に定める接続停止又は協定解除の実施に伴い、甲若しくは乙の契約者又は利用者（以下「契約者等」という。）から甲に対する問い合わせ、苦情等が発生した場合は、甲は乙の連絡先を案内することとし、その後は全て乙が対応するものとする。

３　乙は、甲から接続停止を予告された場合であって、接続停止予定日までにその料金その他の債務を支払うことができないときは、契約者等が不測の損害を受けないよう、契約者等に対して自らの役務提供が停止される旨を予め通知・公表しなければならないものとする。この場合において、乙が行う通知・公表に要する費用については、乙が全額負担するものとし、甲はその通知・公表について一切の責めを負わないものとする。

４　第２項の規定にかかわらず、甲が契約者等からの苦情、訴え等に対応せざるを得なかったとき又は損害賠償の請求に応じざるを得なかったときは、その対応に要した費用及び損害賠償額に相当する金額を乙に求償するものとする。

５　協定を解除する場合において、乙は、甲の電気通信設備及び電力設備、空気調整設備、二重床その他対象設備の設置に付随して利用する周辺設備等を甲が原状復旧するために要する費用を負担しなければならない。

６　協定を解除する場合において、乙は対象設備及びその他その装置等に付随して設置する周辺装置等（以下「接続装置等」という。）を速やかに撤去（通信用建物等の敷地外に搬出することを含む。以下同じとする。）しなければならない。

７　前項の場合において、乙が接続装置等を速やかに撤去しないときは、甲は撤去期限を定めた催告を行うこととし、その期間内に乙が接続装置等を撤去しない場合には、乙がその接続装置等に係る所有権その他一切の権利を放棄したものとみなして、甲はその接続装置等に係る一切の管理責任を免れ、接続装置等を撤去することができるものとする。この場合において、甲が乙の接続装置等を撤去するために要する費用は、乙が全額負担するものとする。

（権利及び義務の譲渡）

第２１条　甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾がなければ、本契約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡してはならないものとする。

（双務的条件）

第２２条　乙は、甲乙間で締結した協定に定める接続に係る料金その他の債務の取扱いについて、本契約第２０条（接続停止と協定解除）に規定する条件と同等の条件を双務的に適用できるものとする。

（契約の変更）

第２３条　本契約の内容の変更を行う必要が生じた場合は、甲乙協議の上、変更できるものとする。

（契約の解除）

第２４条　甲又は乙は、相手方が本契約に規定する義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除できるものとする。

２　協定が解除された場合は、本契約は解除されるものとする。

３　天災、火災、その他の不可抗力等、甲乙いずれの責にも帰すことができない事由により、通信用建物等の設置、維持、運用の続行が不可能と認められるときは、甲乙協議のうえ、本契約を解除できるものとする。

（乙からの解約）

第２５条　乙は、甲に対して書面による解約または一部解約の申入れを行うことにより、随意に本契約又は本契約の一部を解約することができるものとする。

（守秘義務）

第２６条　守秘義務については、公表約款第47条(守秘義務)によることとする。

（管轄裁判所）

第２７条　本契約に関する訴訟については、訴額に応じ甲の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とする。

（禁止行為）

第２８条　乙は、甲の書面による事前の承諾なしに乙の代理人、使用人、請負人、その他第三者に対象設備の全部又は一部につきその転貸、若しくは、使用貸借をすることの他、この契約に基づく一切の権利を譲渡し又は担保に供することを行ってはならないものとする。

（その他の事項）

第２９条　本契約に定めのない事項については、公表約款の規定によるものとし、公表約款にも定めのない事項については、甲乙間で協議の上、必要な措置を講ずるものとする。

２　甲及び乙は、本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、電気通信事業法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、すみやかに解決を図るものとする。

３　本契約の規定に係わらず、公表約款が変更又は追加され、本契約と相違が生じた場合は、公表約款の規定によるものとする。

■電子契約の場合

本契約の成立を証するため、電磁的記録により契約書を作成し、本契約の各当事者が合意の上電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

なお、電子署名にあたっては、株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコムが提供するCECTRUST-Lightサービスを利用し、本書に電子署名を行い、原本保管を行うものとする。

■紙契約の場合

本契約の証として本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有するものとする。

●年●月●日

甲　東京都新宿区西新宿三丁目１９番２号

東日本電信電話株式会社

相互接続推進部長　　●●●●●

乙　●●●●●●●●(住所)

●●●●株式会社(貴社名)

●●●●　●●●●（役職　代表者名）

別紙１

■■■■年■■月■■日

定期建物賃貸契約についての説明書

住所　東京都新宿区西新宿三丁目１９番２号

氏名 東日本電信電話株式会社

相互接続推進部長　●● ●●

下記物件について定期建物賃貸契約を締結するに当たり、借地借家法第３８条第３項に基づき、次のとおり説明します。

* + 1. コロケーション・スペース利用に関する契約書は、借地借家法が適用されることから自動更新による契約期間の延長はありません。
    2. 契約期間の終期より更に延長する場合は、終期の日の翌日を始期とし新たな賃貸借契約を締結する必要があります。
    3. 乙が延長を要望しない場合は、乙は期間の満了の日までに、物件を明け渡さなければなりません。
    4. その他詳細内容については、「コロケーション・スペース利用に関する契約書」に沿って説明します。

以上

上記物件につきまして、借地借家法第３８条第３項に基づく説明を受けました。

■■■■年■■月■■日

借主（乙） 住所 ●●●●

氏名 ●●●●

別紙２

■■■■年■■月■■日

定期建物賃貸契約終了についての通知書

賃借人（乙）　　●●　●●　御中

賃貸人（甲）住所 東京都新宿区西新宿三丁目１９番２号

氏名 東日本電信電話株式会社

●● ●●

現在、当社・貴社間において締結しております「コロケーション・スペース利用に関する契約書（●●●●年●●月●●日締結）」に基づき賃貸している物件につきましては、●●●●年●●月●●日に契約期間満了により賃貸借が終了することを、当該契約書第２条第４項の規定により通知致します。

なお、引続きコロケーション・スペース利用を行う意向がある場合は、期間満了の日の翌日を始期とする新たなコロケーション・スペース利用に関する契約を締結する必要がありますので別途ご連絡ください。

連絡先 東日本電信電話株式会社

相互接続推進部　　コロケーション営業担当

電話番号 03-5359-4454

(注)通信用建物等の移転等により、乙の対象物件の維持が不可能な場合及び乙が利用しない場合等、

特別な事情があって再契約をしないときを除いては、別途、新たな賃貸借契約を締結することとします。

別紙３（キャビネット毎の占有面積）

　　　　　　乙の対象設備を設置するために乙が負担するスペース相当

表１（保留スペースの面積）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 保留設備 | キャビネットサイズ | | 保留ｽﾍﾟｰｽ（㎡） |
| キャビネット１架あたり | 奥行600mm | 幅400mm以下 | １．０ |
| 幅600mm | １．５ |
| 幅700mm | １．８ |
| 幅800mm | ２．０ |
| 幅900mm | ２．３ |
| 奥行700mm、800mm | 幅600mm | １．５ |
| 幅700mm | １．８ |
| 幅800mm | ２．０ |
| 幅900mm | ２．３ |
| 局内光ケーブル成端箱等 |  |  | 投影面積 |
| 保管箱１架あたり |  |  | １．０㎡相当 |